資料 7

戸籍附票システム標準仕様書 【第1.0版】(案) 全国意見照会結果について

令和4年8月30日

目次

- 1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し
- 2. その他主なご意見と対応
- 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項
 - 1-1. 住民記録システムとの連携
- 4. 他システムとの横並び調整
- 5. 継続検討事項

青字下線:追加 赤字取消線:削除

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	住所履歴に明らかな誤りが含まれる場合があるため、修正方法について明示してほしい。	住所履歴に対する記載・消除・修正を不可とする旨の追加 修正方法について補記 備考欄における必須表示に関する記載を追加 ・ 住所履歴における誤記や記載漏れ等について履歴を修正することは過去の公証事項を変更することに当たるため、消除となった者又は戸籍の附票の除票に対する対応と同様、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について備考欄に記載されている場合においては、証明書出力時に必ず備考欄に記載されることとする。	1.1.1. 戸籍の附票データの管理 【実装不可機能】 消除となった者における項目の記載・消除・修正ができること。 最新の住所を除く住所の履歴の記載・消除・修正ができること。 【考え方・理由】 最新の住所を除く住所の履歴については、誤記や記載漏れ等が想定されるが、 履歴を修正することは過去の公証事項を修正することに当たるため、消除と なった者及び戸籍の附票の除票に対する対応と同様、誤記である旨及び誤 記修正後の記載等について備考欄に記載されることとし、記載・消除・修正は 実装不可機能とした。 1.1.11. 備考 【実装必須機能】 最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、備考欄 に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。 20.0.6 備考欄(その他)の記載 【実装必須機能】 また、最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、 誤記である旨及び誤記修正後の記載等について、必ず備考欄に記載すること。

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

修正のポイント 主なご意見 改定案 1.1.11. 備考 【実装必須機能】 戸籍の附票上の住所が消除され、空欄になった者については、そのことに係る 異動履歴を証明書に出力すること。
 住基ネットトの本人確認情報
 住所不明者となった際の異動履歴を 【考え方・理由】 検索で住所が特定できなくて 必ず表示する旨を追記 も、住民票コード付番前に職 住所不明者については、最新の住所が空欄又は住基ネットの本人確認情報 権消除された等の記載が附票 • 住所不明者については空欄を許容 の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に「住所不明者」とされ し、住基ネットの本人確認情報の検 になされていれば、空欄とせず、 ることを想定しているが、住所及び住所の履歴の記載だけでは状況の把握が 索等の手段を用いても住所を特定 その記載を残すべき。 難しく、記載漏れ等の誤解を招く恐れがあることから、住所が消除された際の できない場合に住所不明者とするこ 異動履歴を備考欄に記載するものとする。 とが適切としているが、住所及び住 法定記載事項ではないが、運 2 用上必要とされる日付につい 所の履歴の記載のみでは状況を把 20.0.43. 備考欄(異動履歴)の記載 ては、証明書に必ず表示する 握することが困難であり、記載漏れ 【実装必須機能】 べきです。本来は備考に記載 等の誤解を招く恐れがあることから、 するのではなく住所を定めた日 備考欄に住所が削除された際の異 戸籍の附票上の住所が消除され、空欄になった者については、そのことに係る の右隣に表示すべきと考えます 動履歴を必ず記載することとし、特 異動履歴を必ず記載すること。 が、法定ではない事項は一律 別な請求又は必要である旨の申出 【考え方・理由】 備考欄とするのであれば必ず が無くとも証明書に出力することとす 表示するべき。 る。 住所不明者については、最新の住所が空欄又は住基ネットの本人確認情報 の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に「住所不明者」とされ ることを想定しているが、住所及び住所の履歴の記載だけでは状況の把握が 難しく、記載漏れ等の誤解を招く恐れがあることから、住所が消除された際の 異動履歴を備考欄に記載するものとする。

青字下線:追加 赤字取消線:削除

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
3	過去の本籍を用いた申請を受理することもあるため、本籍についても、過去の履歴も含めて横断的に検索できる機能を追加してほしい。	本籍に対する横断検索機能の追加 ・ ご意見を踏まえて機能を追加する。	2.1.3. 基本検索 【実装必須機能】 異動履歴の検索においては、氏名、 <mark>及び</mark> 住所 <u>、本籍及び</u> 、住民票コードについては過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。

青字下線:追加 赤字取消線:削除

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
4	 転入と婚姻が同時にされた場合、誤った宛先に附票記載事項通知が送付されてくる場合があるため、アラート機能を追加してほしい。 附票記載事項通知の旧住所情報と附票の最終住所情報が一致しない場合があるため、アラート機能を追加してほしい。 	アラート機能を追加 ・ ご意見を踏まえて機能を追加する。	11.1. エラー・アラート項目

青字下線:追加 赤字取消線:削除

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
5	 編製年月日・改製年月日が 備考欄に記載されることで、一 見していつからの附票なのかが 判別がしづらい。 編製年月日・改製年月日は 省略しない事項と記載されて いることもあり、備考欄である 必要性はないと考える。 	 備考欄における記載順の変更 編製年月日や改製記載年月日等、その戸籍の附票が証明している期間を示す項目は法定事項でないため備考欄への記載となるが、これらの項目は証明書の性質を示す項目であることから、わかりやすさの観点から備考欄においても最上部に記載することとする。 	 第4章 様式・帳票要件全般 ・ 帳票レイアウト例を以下のとおり変更する。 本

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

修正のポイント # 主なご意見 改定案 20.0.43. 備考欄(異動履歴)の記載 【実装必須機能】 (前略) ※ 異動項目が住所である場合には、異動前データ及び異動後 データの記載を省略する。異動事由が「誤記修正」である異動履歴について、 デフォルトとして記載しない扱い(消除となった者及び戸籍の附票の除票の場 合を除く。)であるが、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町 村長の判断で表示することとなった場合においては、異動前データ及び異動後 異動前住所・異動後住所の表示の見 データを記載する。 • 備考に住所の異動履歴を載 直し 【考え方・理由】 せることは、二重で表示させる (前略) 住所については、過去の履歴を含めて戸籍の附票記載事項として こととなり、紙の使用枚数が増 • 備考欄における異動前住所・異動 記載されているものであり、異動履歴として異動前住所及び異動後住所を記 え、ペーパレスにならない。また、 後住所については、法定事項として 載することは二重記載であるという意見が全国照会で寄せられた。このことを踏 同じ内容が書かれていることで、 記載されている住所の履歴と同じ内 まえ、住所の異動履歴においては異動前住所及び異動後住所の記載を省 住民が混乱し、サービスの低 容であるため、省略する。ただし、デ 略することとする。ただし、異動事由が誤記修正である異動については、戸籍 6 下につながる。 フォルトでは表示しないこととなってい の附票記載事項として履歴が残らない形で修正がされるものであり、住所の履 歴から誤記修正前後の住所を認識できないため、異動前住所及び異動後住 る誤記修正の異動履歴を表示させ 所を記載することとする。 • 異動前異動後の記載が必要 る場合においては、異動前後の住 となる旨示されているが、住所 所を法定事項として記載されている ■異動履歴 については附票の前後関係に 住所項目内で把握することが困難 氏名:斉藤 太郎 ■修正ポイント 平成 28年 5月 6日異動 その他職権記載等) 平成 28年 5月 6日職権) 異動項目が「住所」 より確認できる事項である。 であるため、備考欄において誤記修 異動項目:在外選挙人名簿登録市町村 である異動履歴にお 異動前 :登録なし 正前後の住所を記載することとする。 いては、異動前・異 異動後 東京都千代田区 動後情報を記載し 平成 28年 5月 6日異動 転出) 平成 28年 5月 4日職権) ない。 異動項目:住所 平成 18年 11月 20日異動 戸籍届出等による修正) 平成 18年 11月 20日職権) 異動項目:氏名 異動前:齋藤 太郎 異動後:斉藤 太郎

青字下線:追加 赤字取消線:削除

#	主なご意見	修正のポイント	改定案		
7	 「国外転出者である旨」を「移住先」という用語で置き換えているが、馴染まない表現であり、記載を改めてほしい。 法律用語以外の用語を使用するのであれば、分かりやすい表記すべき。 	「移住先」を「国外転出先」に変更 ・ ご意見を踏まえて用語を変更する。	については、法律 使用する用語 性別 生年月日 住定日 国外転出 移住 先 転出予定日	基本的には法令の所 上の用語以外の用 法律上の用語 男女の別 出生の年月日 住所を定めた年 月日 国外転出者である旨 転出予定年月日	用語を踏襲することとするが、以下の項目 用語を使用することとする。 法律上の用語を使用しない理由 「性別」の方が一般的で、住民記録システム標準 仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。 「生年月日」の方が一般的で、住民記録システム 標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、 一般的に使用されているため。 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、 一般的に使用されているため。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. その他主なご意見と対応

■ 戸籍の附票データ関連(1/1)

章	項番	意見			対応	
早		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	1.1.1 戸籍 の附票データ の管理	実装しない機能として、「消除となった者における項目の記載・消除・修正ができること。」とある。	機能から削除することを求	証明書の公証性に鑑み、記載事項については直接修正すべきと考える。	対応なし	デジタル手続法による改正 後の法により、住民票の除 票と同様、戸籍の附票の除 票が公証基盤として法令上 明確に位置づけられたことに より、戸籍の附票の除票と なった時点の情報を確実に 記録しておくことが必要であ るため。
		号を設定し、記載するこ と。」と記載がある。		住民票コードとは異なる符号が戸籍の附票の写しに記載されることはないということを明確にするため。		「個人番号未付番者については、戸籍の附票に住民票コードが記載されないところ(デジタル手続法附則第4条第3項)、CSとの連携のため、住民票コードに代わる符号を設定し、管理すること。」に変更。
	1.1.5 空欄	p.27【考え方・理由】に「出 生届において氏名が未定」 と記載がある。	「氏名」を「名」に修正する。	出生届の子の氏名欄が空欄の場合、「名未定」としての届出となるため、氏が空欄となることはない。(大正3年12月9日付民第1684号法務局長回答)		修正後案のとおり、考え方・理由を修正する。なお、氏名については、出生届において名が未定である際に空欄となる場合があることから、引き続き空欄を許容する。

2. その他主なご意見と対応

■ 検索・照会・抑止及び抑止設定関連(1/1)

章	項番		意見			対応	
早		修正前	修正後	理由	分類	対応方針	
第3章機能要件	3.1 異動·発 行·照会抑止	字作成中、戸籍異動中	[ベンダが変更となる場合、抑止情報を適切に移行するために、標準の事由を規定して頂きたいと考えます。	対応なし	基本データリストにて整理されているため。 <規定項目> 支援措置、外字作成中、戸 籍異動中 ※その他の項目は自治体任 意で規定する。	
		について。	だけでなく、支援終了が近	該当者の画面を参照した際にしかアラートがでないのであれば、延長漏れを防ぐことができないと考えるため、抽出する機能を設けてほしい。	対応なし	9.2 抑止対象者において、抑止対象者一覧を出力することができることとしているため。	
	7.1.1 CSへの 自動送信	情報、住民票コード照会情報、戸籍照合通知情報、	報、戸籍照合通知情報、 本籍転属通知情報の再送 信ができること	本籍転属通知情報以外は異動事由(事件コード)の項目がない。また、本籍転属通知は異動事由(事件コード)に「転籍」等の情報が入っているため、再送信時に変更するべきではないと考える。それとも事件コードの他に、異動事由を追加する予定か。再送であることの表示は必要。	修正	以下に修文する。 「送信した附票本人確認情報 住民票コード照会情報、戸籍 照合通知情報、本籍転属通 知情報の再送信ができること 及び、再送信の際は異動事 由を変更して送信できること」	
	10.2 アクセスログ管理		取得対象より、「(h)画面 ハードコピー」を削除する。	(h)画面ハードコピーは、全ての操作の画面ハードコピーをログとして自動取得するということを想定しているのか。それは、システム上はデータ容量的にも大容量のデータを長期間残すことになり、好ましくないと考える。	対応なし	戸籍附票システムの機能としてハードコピーを実施した操作ログを管理することを示しているため。	

3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

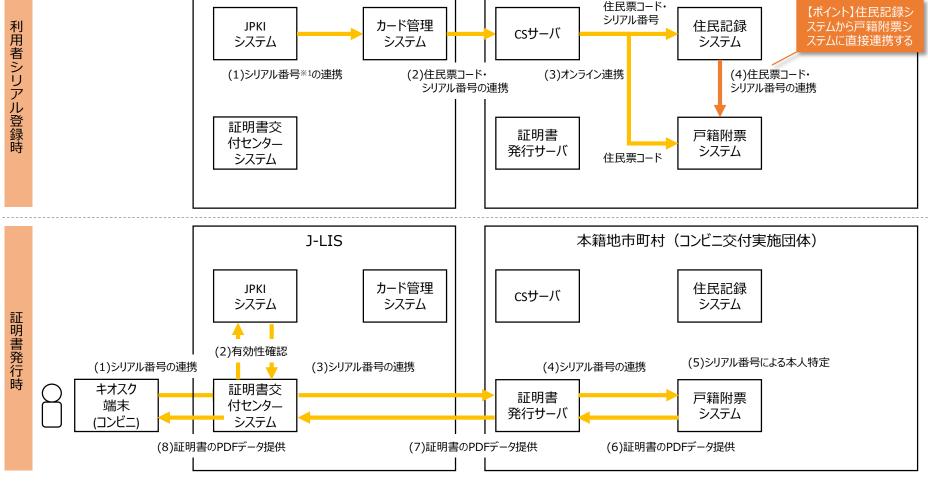
1-1. 住民記録システムとの連携 コンビニ交付の全体フロー

J-LIS

■ 本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応する際、住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に対応するために必要な情報を連携している場合もあることから、コンビニ交付に必要な情報を住民記録システムから直接受信できることとした。

本籍地市町村(コンビニ交付実施団体)

■ コンビニ交付における戸籍附票システムと住民記録システムの連携フローは以下を想定しています。



3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

1-1. 住民記録システムとの連携|仕様書修正内容

凡例 <u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に必要な情報を連携する場合及び戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票部局において支援措置の申出を受けた場合の住民記録システムへの連携を実現するため、戸籍 附票システム標準仕様書の機能要件を下記のとおり修正します。

#	修正のポイント	改定案
	実装不可機能から、コンビニ交付及び支援措置に対応する場合を例外とする旨を追記 ・ 本籍地と住所地が同一の場合において住	7.2.1. 他の標準準拠システム等への連携 【実装必須機能】 デジタル庁が規定する庁内データ連携機能(共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。)及び別紙の連携要件一覧に従うこと。 【実装不可機能】
1	民記録システムと直接連携することを実装不可としていたが、コンビニ交付に必要な場合の連携は例外とした。 ・ また、3.2支援措置において、戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票部局	戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.2支援措置における連携を除き、本籍地と住所地が同一の市区町村の者管内住所人の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。 【考え方・理由】
	において支援措置の申出を受けた際、住 所地と本籍地が同一市区町村である場合 は、支援措置情報を戸籍附票システムから 住民記録システムへ連携できることとしてる ため、本機能を当該箇所にも追記すること とした。	(前略) 住民記録システムが戸籍附票システムと直接連携している市区町村と、CSを介して戸籍附票システムと連携している市区町村があるが、デジタル手続法第10号施行日以降は、戸籍附票システムはCSからデータを受信することができる機能(4.1.3、7.1.1参照)があれば十分なので、住所情報及び住民票コードが住民記録システムから直接戸籍附票システムに連携されることのできる機能は実装不可とする。 ただし、戸籍附票システムにおいて、本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応するために住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に必要な情報を連携する場合及び戸籍の附票に記載され
	• 連携の詳細については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に規定する。	ている者について戸籍の附票部局において支援措置の申出を受けた場合は、実装不可機能から除くこととした (庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧にも当該連携について規定している。)。

4. 他システムとの横並び調整

■ 住民記録システム及び印鑑登録システムの標準仕様書修正に伴い、戸籍附票システム標準仕様書において修正等が必要と想定される主な項目について、下記に示します。

住民記録システムに準じて修正予定の項目

第3章 機能要件

- 1.1.6. 年月日の管理
 - →不詳日入力一覧の追加(住基#621)
- 3.1. 異動·発行·照会抑止
 - →15歳未満及び成年被後見人に対する抑止設定機能の追加 (住基#422)
- 10.3. 操作権限管理
 - →考え方・理由の一部修正(住基#167)
- 11.1. エラー・アラート項目
 - →エラーの追加
 - ・異動事由の誤入力を防ぐエラー(住基#828)
 - ・異動の取消(増)における異動日の誤入力等を防ぐエラー(住基#861)
 - ・前後関係のある日付の誤りを防ぐエラーの追加(住基#822)

第4章 様式·帳票要件

- →標準オプション機能として、「支援措置の申出書転送に係る 鑑文 |の追加(住基#191)
- →諸元表・標準様式・帳票共通項目の修正
 - ・諸元表上の省略に係る記載に重複が見られるため削除 (住基#715)
 - ・自治体名型を「郡名」を含む形に変更(住基#197)
 - ・日付型に対して不詳日を許容する旨の追加(住基#621)

印鑑登録システムに準じて修正予定の項目

第3章 機能要件

1.1.6. 年月日の管理

→不詳日入力一覧の追加(印鑑#75)

4. 継続検討事項

■ 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

	継続検討事項	状況と今後の方向性
1	「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応	現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。 その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。
2	標準準拠システムにおける文字の方針への対応	現在、デジタル庁及び法務省において、標準準拠システムにおける文字の扱いについて検討が進められている。その検討を踏まえ、文字に係る記載や外字を想定した機能については、修正を行う予定。